



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 本 多 通 信 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 崎 博 巳
(コード番号 6826 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 堀 井 達 男
(TEL 03-3714-1151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 79 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1)平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券電子化」をいいます。)から、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行うものであります。また、変更に係る経過的な措置を定める附則を設けるものであります。
- (2)社外取締役および社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条の責任限定契約に関する規程に基づき、定款に第 29 条(社外取締役との責任限定契約)および第 38 条(社外監査役との責任限定契約)の規定を新設するものであります。なお、この規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)
定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

以 上

【 別 紙 】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	
<p>第8条 (省 略)</p> <p>(单元株式数および单元未満株券の不発行)</p>	<p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(单元株式数)</p>
<p>第9条 (省 略)</p>	<p>第8条 (現行どおり)</p>
<p><u>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(单元未満株式についての権利)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p>
<p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1～3 (省 略)</p>	<p>第9条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1～3 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 (省 略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>2 (省 略)</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p>
<p>第12条～第29条 (省 略)</p>	<p>第11条～第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
第30条～第37条 (省 略)	第30条～第37条 (現行どおり)
(新 設)	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令に定める額とする。</p>
第38条～第41条 (省 略)	第39条～第42条 (現行どおり)
(新 設)	<p>附 則</p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

以 上